

| 原則・指針 | 対応状況 |
|--|--|
| 原則 1 | |
| 監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。 | |
| 指針 1-1 | |
| 監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。 | 当法人は、包括代表社員のメッセージとして、各監査責任者や品質管理責任者、監査チームに対して研修やミーティングを通じて下記項目を強調しております。 ① 職業的専門家としての基準及び適用される法令等を遵守して監査を実施すること ② 当法人の品質管理の方針及び手続を遵守すること ③ 状況に応じた適切な監査報告書を発行すること ④ 監査チームのメンバーが不服と疑義の申立てを行う場合でも不当な取扱いを受けないこと ⑤ 監査業務の実施において品質が重視されること |
| 指針 1-2 | |
| 監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。 | 当法人は、監査の品質を最優先と考えつつ、企業を取り巻く経営環境を十分に把握・理解し、経営者の方々、監査役方、実務ご担当の方々とのコミュニケーションを十分にとりながら、効率的かつ的確に、監査基準、監査基準委員会報告書等に準拠して、監査を行っております。当該価値観を実践するために守るべき指針として、職務規程を定めております。 |
| 指針 1-3 | |
| 監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。 | 当法人は、監査責任者自ら現場に往査し、現場の状況を把握して、専門要員の士気を高め、その能力を十分に把握した上で、定期的な面談において適切に評価を行っております。 |
| 指針 1-4 | |
| 監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。 | 当法人は、監査現場において疑問に感じた点は積極的に議論を行っており、また、所員研修においても、所員自ら講師として行うことや経験豊かな外部講師を招聘することで、会計監査も含めた幅広い知見や経験を共有しております。 |
| 指針 1-5 | |
| 監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方を明らかにすべきである。 | 当法人は、非監査業務を受嘱することは、所員が監査以外の視点から事業や会計を見る機会を得ることができ、所員能力の向上に繋がると考えております。 |
| 原則 2 | |
| 監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。 | |
| 指針 2-1 | |
| 監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機能を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。 | 当法人は、大規模法人ではないため特別に経営機能は設けておりませんが、包括代表社員を中心とした組織的な運営を行っております。 |
| 指針 2-2 | |
| 監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機能の役割を明らかにすべきである。 | |
| ① 監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与 | ① 監査法人としての適正な判断が確保されるために、監査事象の重要性に応じた審査担当社員・品質管理室・全国審査会にて協議される体制を構築しております。また、本部において、日々主体的なモニタリング活動を行っております。 |
| ② 監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備 | ② 監査上のリスクを把握・対応するために、本部より経済環境分析に必要な情報が回付される仕組みを構築しております。また、被監査会社の経営層や監査役会と定期的な意見交換を行うことの重要性を監査法人として周知するとともに、意見交換実績を品質管理室にてレビューされる仕組みを構築しております。 |
| ③ 法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備 | ③ 新人研修を始めとして、毎月の所内研修・OJTを通じて職業的専門家としての能力を保持・発揮する環境を整えております。また、本部において人事管理・評価等を行っております。 |
| ④ 監査に関する業務の効率化及び企業においてもIT化が進展することを踏まえた深度ある監査を実現するためのITの有効活用の検討・整備 | ④ ITの有効活用の検討・整備については、本部にITの担当者を備えております。また、当該部署メンバーによる所内研修を通じて、所員に周知しております。 |
| 指針 2-3 | |
| 監査法人は、経営機能の構成員が監査実務に精通しているかを勘案するだけでなく、経営機能として、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能の構成員を選任すべきである。 | 経営機能を構成する社員の選任は、定款に基づき総社員の同意に基づき加入しております。社員の加入にあたっては現任社員の推薦に基づき、経歴書等を参考に社員候補者の資質及び経歴を勘案の上個別に検討しております。 |

| 原則・指針 | 対応状況 |
|--|--|
| 原則 3 | |
| 監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。 | |
| 指針 3-1 | |
| 監査法人は、経営機関による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。 | 経営機関の構成員である社員は、社員会において関連な議論を通じ適切に監督・評価がなされています。 |
| 指針 3-2 | |
| 監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、監督・評価機関の構成員に、独立性を有する第三者を選任し、その知見を活用すべきである。 | 3-1の社員会における監督・評価に加えて、独立性を有する第三者の必要性については引き続き検討してまいります。 |
| 指針 3-3 | |
| 監査法人は、監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。 ・ 組織的な運営の実効性に関する評価への関与 ・ 経営機関の構成員の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与 ・ 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与 ・ 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与 ・ 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与 | 3-2に記載しております第三者を登用した場合には、各項目を十分検討の上その役割を明らかにしていきます。 |
| 指針 3-4 | |
| 監査法人は、監督・評価機関がその機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。 | 監督・評価機関である社員会に対しては、全社員に対して監督・評価を実効的に果たすための必要な情報を社員会開催時に提供しております。また、3-2に記載しております第三者を登用した場合は、本部において必要な情報を第三者に提供いたします。 |
| 原則 4 | |
| 監査法人は、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。 | |
| 指針 4-1 | |
| 監査法人は、経営機関が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。 | 当法人は、社員会において監査の現場からの必要な情報等を共有するとともに、研修を通じて所員への周知および意見交換を積極的に行う体制を構築しております。また、本部において適時に通達およびモニタリングを実施しております。 |
| 指針 4-2 | |
| 監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。 | 当法人は、監査責任者自ら現場に往査し、現場の状況を把握して、専門要員の士気を高め、その能力を十分に把握した上で、定期的な面談において適切に評価を行っております。昇進・評価においては、監査の品質向上・職業的懐疑心を保持しているか否かについては、重要な評価項目として定めております。 |
| 指針 4-3 | |
| 監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。 ①法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること ②法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること ③法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること | ①当法人では、所員の知見や経験に基づいた監査チームの編成を、毎年見直しを含めて行っております。また、定期的な採用を行うことで、各年代の人数がバランス良く配置されるようにしております。 ②当法人では、非監査業務について特定の所員に業務が偏らないように、能力・適性を勘案しつつ機会を与えております。 ③当法人では、所員の会計監査に関連する知見や経験を年2回の定期面談において適切に評価を行っており、所員の能力向上を踏まえた監査チームの編成を計画的に行っております。 |
| 指針 4-4 | |
| 監査法人は、被監査会社のCEO・CFO等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間で十分な意見交換や議論に留意すべきである。 | 当法人では、被監査会社の経営者および監査役会と監査リスク等について、深度ある意見交換を行っております。また、監査の現場においても経理担当者等と十分意見交換や議論を行っております。 |
| 指針 4-5 | |
| 監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないよう留意すべきである。 | 当法人では、内部からの通報については品質管理責任者が対応を実施しております。また、外部からの通報については、ホームページ上に連絡窓口を記載しております。 |

| 原則・指針 | 対応状況 |
|--|--|
| 原則 5 | |
| 監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。 | |
| 指針 5 - 1 | |
| 監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書、例えば「透明性報告書」といった形で、わかりやすく説明すべきである。 | 当法人では、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、「監査法人の組織的運営に関する原則（監査法人のガバナンス・コード）への当監査法人の対応状況」としてホームページ上で開示しています。 |
| 指針 5 - 2 | |
| 監査法人は、併せて以下の項目について説明すべきである。 | |
| <ul style="list-style-type: none"> 会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢 | <p>当法人は、包括代表社員のメッセージとして、各監査責任者や品質管理責任者、監査チームに対して研修やミーティングを通じて下記項目を強調しております。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 職業的専門家としての基準及び適用される法令等を遵守して監査を実施すること ② 当法人の品質管理の方針及び手続を遵守すること ③ 状況に応じた適切な監査報告書を発行すること ④ 監査チームのメンバーが不服と疑義の申立てを行う場合でも不当な取扱いを受けないこと ⑤ 監査業務の実施において品質が重視されること |
| <ul style="list-style-type: none"> 法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針 | 当法人は、監査の品質を最優先と考えつつ、企業を取り巻く経営環境を十分に把握・理解し、経営者の方々、監査役方、実務ご担当の方々とコミュニケーションを十分にとりながら、効率的かつ的確に、監査基準、監査基準委員会報告書等に準拠して、監査を行っております。当該価値観を実践するために守るべき指針として、職務規程を定めております。 |
| <ul style="list-style-type: none"> 法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方 | 当法人は、非監査業務を受嘱することは、所員が監査以外の視点から事業や会計を見る機会を得ることができ、所員能力の向上に繋がると考えております。 |
| <ul style="list-style-type: none"> 経営機関の構成や役割 | <p>当法人は、大規模法人ではないため特別に経営機関は設けておりませんが、包括代表社員を中心とした組織的な運営を行っております。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 監査法人としての適正な判断が確保されるために、監査事象の重要性に応じて審査担当社員・品質管理室・全国審査会にて協議される体制を構築しております。また、本部において、日々主体的なモニタリング活動を行っております。 ② 監査上のリスクを把握・対応するために、本部より経済環境分析に必要な情報が回付される仕組みを構築しております。また、被監査会社の経営層や監査役会と定期的な意見交換を行うことの重要性を監査法人として周知するとともに、意見交換実績を品質管理室にてレビューされる仕組みを構築しております。 ③ 新人研修を始めとして、毎月の所内研修・OJTを通じて職業的専門家としての能力を保持・発揮する環境を整えております。また、本部において人事管理・評価等を行っております。 ④ ITの有効活用の検討・整備については、本部にITの専門部署を備えております。また、当該部署メンバーによる所内研修を通じて、所員に周知しております。 |
| <ul style="list-style-type: none"> 監督・評価機関の構成や役割。監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者の選任理由、役割及び貢献 | <p>経営機関の構成員である社員は、社員会において関連な議論を通じ適切に監督・評価がなされております。</p> <p>3 - 1 の社員会における監督・評価に加えて、独立性を有する第三者の必要性については引き続き検討してまいります。</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> 監督・評価機関を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価 | 当法人では、本原則の適用の状況について、毎年本部による定期的な評価を実施しています。また、監査品質向上に向けた取り組みを含めて監査業務の定期的な検証を実施しています。 |
| 指針 5 - 3 | |
| 監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。 | <p>当法人では、被監査会社の経営者および監査役会と監査リスク等について、深度ある意見交換を行っております。また、監査の現場においても経理担当者等と十分意見交換や議論を行っております。</p> <p>3 - 1 の社員会における監督・評価に加えて、独立性を有する第三者の必要性については引き続き検討してまいります。</p> <p>3 - 2 に記載しております第三者を登用した場合には、3 - 3 各項目を十分検討の上その役割を明らかにしていきます。</p> |
| 指針 5 - 4 | |
| 監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。 | 当法人では、本原則の適用の状況について、毎年本部による定期的な評価を実施しています。また、監査品質向上に向けた取り組みを含めて監査業務の定期的な検証を実施しています。 |
| 指針 5 - 5 | |

| 原則・指針 | 対応状況 |
|--|--|
| 監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。 | 当法人では、本原則の適用の状況などの評価の結果等を組織的な運営の改善に向けて活用しています。 |